

〔2〕 多人語ヴィナヤにおける如法説者

〔0〕 上記のように、法であるか非法であるか、律であるか非律であるか、仏の教えであるか仏の教えでないかをめぐって争われている諍論諍事を調停するために、サンガ内での事情聴取や説得・教誡などの手段をつくし、あるいは他の住処の比丘たちへの協力も依頼し、断事委員会における評決などのさまざまな努力をなした後に、それでも調停が成立しない場合に多人語ヴィナヤという紛争解決の方法が採用される。

そしてこの紛争解決法は、如法説者が多数を占めるようなときでなければ採用されてはならず、また採用したときには如法説者が多数となるようなさまざまな現代的にいえばまさしく「不法行為」といわざるを得ないような不正工作が行われる。そしてそれにもかかわらず不幸にもその結果として非法説者が多数を占めたときには、この多人語は極端な場合は、小屋に火を放ってそのどさくさに紛れて、なかったことにまでするのである。

諍論諍事というのは、「これは法である、これは非法である、これは律である、これは非律である」などの十八事をめぐる教義・教学上の争いであるから、平たくいえば、何が法であり何が非法であるかをめぐって争われる論争であるということができる。しかるにこの容易に決着しない論争を、多人語ヴィナヤを用いて決着するときには、常に「如法」の立場に立つ側が多数を占めるという状況が作られなければならないというのであるから、これは論理的矛盾と言わざるを得ないであろう。

したがってここでもっとも問題となるのは、何が「如法」であるかということであるが、現実的にはその如法を説く者が多数になるような状況を作ることが多人語ヴィナヤの絶対条件なのであるから、何が如法であるかの議論は後に回して、本節ではこのような状況がどのように作られるかということを考えてみたい。

〔1〕 多人語ヴィナヤにおいて、このような状況を作ることができる人物は一人しか考えられない。それは投票を牛耳るところの行籌人である。そこで行籌人がどのように選任されるかを詳しく見てみよう。

〔1-1〕 行籌人の選任については、『パーリ律』においては次のように記されている。

五分を具足する比丘を選びて行籌人 (salākaggāhāpaka) となすべし。いわく愛にしたがわず、瞋恚にしたがわず、癡にしたがわず、怖にしたがわず、行籌と不行籌を知る者 (gahita-agahitaṃ jāneyya) である。

選ぶにはこのようになすべし。初めに比丘を請うべし (yācītabbo)。請うてから**聰明有能なる比丘**はサンガに告げていうべし。「サンガよ、我が言を聞け。もしサンガに機が熟せば、サンガは比丘某甲を選んで行籌人となすべし。これが表白である。サンガよ、我が言を聞け。サンガは比丘某甲を選んで行籌人となす。比丘某甲を選んで行籌人となすを聴す具寿は黙せよ、聴しないものは言え。サンガは比丘某甲を選んで行籌人となし終わった。サンガは聴すが故に黙す。我このように知る⁽¹⁾。

『四分律』も同様であって、不愛・不恚・不怖・不癡・知己行不行の五法を有する者を、**堪能羯磨者**が白二羯磨によって選任することになっている⁽²⁾。『十誦律』も不随愛・不随瞋・不随怖・不随癡・知行籌不行籌の五法を成就する比丘を一比丘が白二羯磨によって選任

し (3)、『僧祇律』も不随愛・不随瞋・不随怖・不随癡・知取不取の五法を成就した比丘を羯磨者が白二羯磨によって選任する (4)。ただし『五分律』は行籌人の資格を、十如法を知り、欲・恚・癡・畏にしがわれないという十四法とするのみである (5)。しかしサンガの役職者の選任は白二羯磨によってなされるのが通常の定めであるから、他の律と変わりはないはずである。

このなかに行籌人の資格として、「行籌と不行籌を知る者」「知己行不行」「知行籌不行籌」「知取不取」が入っていることに注目すべきであろう。これは行籌をやるべきかやらざるべきかの判断ができる者という意味であろうが、行籌をやった結果これを成立させるか不成立とさせるかの判断ができる者ということをも意味すると見るべきであろう。

(1) *Vinaya* vol. II p.084

(2) 大正 22 p.918 下

(3) 大正 23 p.254 中

(4) 大正 22 p.334 中

(5) 大正 22 p.154 下

[1-2] この行籌人を選任する白二羯磨について、他の漢訳の律蔵においては、『パーリ律』のようにその候補者を聡明有能なる比丘が予め請うとか指名するという言葉はないが、現代の選挙のように立候補者を募って、民主的な選挙によって選任するというようなことは、先の多数決のやり方から見ても、あり得ないであろう。また羯磨そのものも【論文 20】において書いたように、サンガのリーダーの提案通りにしゃんしゃんしゃんと進められないと「紛争」とされるのであるから、その候補者は羯磨を行う前に十分に根回しがされて、全く異論が出ないような状況の下で提案されたと考えられる。

ということになれば、この選任をするための白二羯磨を執行する者が重要な役割をはたすことになるので、先の白二羯磨を執行する者をゴシックで記したのであるが、『パーリ律』は「聡明有能なる比丘」、『四分律』は「堪能羯磨者」、『僧祇律』は「羯磨者」とするが他の多くの箇所記される羯磨の執行者は「羯磨人」とされる。『五分律』はここには羯磨の行い方について記さないが、羯磨は「一知法比丘」ないしは「一知法比丘若しくは上座若しくは上座等」が執行するとされることが多い (1)。しかし『十誦律』は常に「一比丘」である。

このように羯磨を執行する者の表現はさまざまであるが、律蔵にはこれを執行する者の選任規定は存在しない。試みに『パーリ律』においてこのように白二羯磨によって選任されるサンガの役職者を調査してみると、次のようなものがあつたことがわかる。すべて白二羯磨であるが、先の行籌人の選任方法に見られるように、その候補者は聡明有能なる比丘が予め請うて（指名して）白二羯磨で選任するのである。なお例外的に、聡明有能なる比丘が自分か、ないしは他人を指名して選任の羯磨を行うケース、すなわち自薦のケースもあるが、それは特殊であり、最初に掲げた「律を問う者を選任する羯磨」のみである。

律を問う者を選任する羯磨：布薩鞦度 (*Vinaya* vol. I p.113)

衣の受納人を選任する羯磨：衣鞦度 (*Vinaya* vol. I p.283)

衣の収蔵人を選任する羯磨：衣鞦度 (*Vinaya* vol. I p.284)

守庫人を選任する羯磨：衣鞦度 (*Vinaya* vol. I p.284)

分衣人を選任する羯磨：衣鞦度 (*Vinaya* vol. I p.285)

- 下意を命じられた比丘に同伴者をつける羯磨：羯磨鞞度 (*Vinaya* vol.II p.019)
- 分臥坐具人 (*senāsanapaññāpaka*) ・差次食人 (*bhattuddesaka*) 選任の羯磨：滅諍鞞度 (*Vinaya* vol.II p.075)
- 行籌人選任の羯磨：滅諍鞞度 (*Vinaya* vol.II p.084)
- 営事比丘選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.160)
- 営事監督の比丘尼 (*navakammikā bhikkhunī*) がいたことも知られる。比丘尼波羅夷 001 (*Vinaya* vol.IV p.211)
- 分臥坐具人 (*senāsanagāhāpaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.167)
- 差次食人 (*bhattuddesaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 知臥坐具人 (*sanāsanapaññāpaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 守庫人 (*bhaṇḍāgārika*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 衣の受納人 (*cīvarapaṭiggāhaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 分衣人 (*cīvarabhājaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 分粥人 (*yāgubhājaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 分果人 (*phalabhājaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 分嚼食人 (*khajjakabhājaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.176)
- 捨些細人 (*appamattakavissajjaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.177)
- 分浴衣人 (*sāṭṭiyagāhāpaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.177)
- 分鉢人 (*pattagāhāpaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.177)
- 使淨人主 (*ārāmikapesaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.177)
- 使沙弥人 (*sāmaṇerapesaka*) 選任の羯磨：臥坐具鞞度 (*Vinaya* vol.II p.177)
- 顕示人選任の羯磨：破僧鞞度 (*Vinaya* vol.II p.189)
- 比丘衆において自恣を受けるための比丘尼を選任する羯磨：比丘尼鞞度 (*Vinaya* vol.II p.275)
- 出家後出産した比丘尼に随伴させる比丘尼選任の羯磨：比丘尼鞞度 (*Vinaya* vol.II p.279)
- 比丘尼が摩那夕を行じる時の随伴する比丘尼選任の羯磨：比丘尼鞞度 (*Vinaya* vol.II p.279)
- 分臥坐具人 (*senāsanapaññāpaka*) ・差次食人 (*bhattuddesaka*) 選任の羯磨：僧残 08 (*Vinaya* vol.III p.158)
- 捨金銀の比丘選任の羯磨：捨墮 018 (*Vinaya* vol.III p.238)
- 分鉢人選任の羯磨：捨墮 022 (*Vinaya* vol.III p.247)
- 教誡比丘尼人選任の羯磨：波逸提 021 (*Vinaya* vol.IV p.050)

これは白四羯磨である。

『パーリ律』における役職者は以上がすべてであって、この中には「聡明有能なる者」ないしは「羯磨者」「羯磨人」に相当する者は含まれていない。他の漢訳律の役職者を網羅的に調査したことはないが、少なくとも「羯磨者」ないしは「羯磨人」が羯磨によって選任されるという規定は存在しない。また『パーリ律』のように「聡明有能なる比丘」と表現される者が羯磨によって選任されるということはあるまいであろう。

どこにもそういう記述はないが、それがサンガのリーダーというべき者であることは、【論文20】の【1】の【5】において詳しく論じたように、サンガそのものの形成史やそのあり方を考えてみれば自ずから明かである。要するにサンガはサンガのリーダーたる者が中心になって形成されているのであるから、その選任規定がないのは当然なのである。

(1) 前者は大正23 pp.112上、115上、154中、後者はpp.111中、122上。

[2] しかしながら従来 of 学説では、サンガは民主的に運営されていたというのが通説であって、筆者の意見はきわめて異端的な意見ということになるであろう。そこでその通説の論拠を考え、それに反論を試みてみよう。

[2-1] まずサンガが民主的に運営されていたという通説の最大の論拠は「多数決」であろう。しかしこれがサンガの意思を民主的に決定するものでないことはすでに詳述した。したがってこれをもってサンガが民主的に運営されていたという根拠は失われることになる。

[2-2] またサンガが民主的に運営されていたという通説のもう1つの論拠に羯磨が挙げられようであろう。羯磨は上座も新参比丘も平等に一票を有し、しかも全員賛成が議決の絶対条件であるとすれば、少数意見の最大尊重ともいいうるからである。

しかしこれも【論文20】の【1】の【6】において詳しく論じたように、羯磨はサンガの意思を決定するために、構成員の意見を聴取するために行われるのではなく、サンガのリーダーの具体的提案をサンガの構成員全員に黙認させるためのものであって、むしろリーダーの意見を半強制的に納得させるためのものであったといえることができる。しかし単にリーダーの意思を押し付けるためのものであったとすれば、それは独裁的な手法でもよかったであろうが、「釈尊のサンガ」の中の「仏弟子たちのサンガ」が、法と律という大きな網の中で、フランチャイズチェーン店方式の緩やかな組織として、それぞれの主体性が認められていたように、一人一人の比丘たちも修行者としての主体性が尊重されていたからであろう。一人一人の比丘たちはその主体性を発揮して修業することが求められてはいたが、組織としては徒弟制度の弟子たちのようにその師匠に臣従するということが求められていたのである。

羯磨がこのようなものであったことを考えれば、これをもってサンガが民主的に運営されていたという根拠にこれを上げることはできない。

[2-3] またサンガの中はまれに見る平等社会が実現されていたと考えられていることも、その論拠の1つであるかもしれない。確かにサンガの中では世俗社会での階級や生まれや資産の多寡・体力・知的能力・生理的な年齢などの差別は一切存在しなかった。しかしサンガの中にヒエラルヒーがなかったかといえばそうではない。サンガの中では「師弟関係」とか「法臘」というヒエラルヒーが厳然として存在したからである。

またサンガの中には先に紹介したようなさまざまな役職があった。この役職者の地位は微妙であるが、おそらくこの役職者は権力を発揮するというものではなく、サンガのリーダーがサンガを運営するための補佐役をはたすという役割が大きかったであろう。そのためにはサンガのリーダーの眼鏡にかなう者が選任される必要があった。『パーリ律』が予めサンガのリーダーが候補者を推薦して、しかる後に選任の羯磨を行うという手順にそれが現れている。ただしサンガの中とはいえ、人の集まりであるから、役職者がサンガのリーダーの権威を笠に着て、役職者風を吹かせることがあり得ないではなかったということは十分想像され

る。

[2-4] このようにサンガの長は家父長制度の最長老のように、強力なリーダーシップを発揮して、サンガを指導していたものと考えられる。多人語ヴィナヤの行籌人を指名して、白二羯磨によって選任するための主な働きをする「聰明有能なる比丘」というのは、このようなリーダーをさすのである。もちろん漢訳律の「羯磨者」も「羯磨人」も同様であって、彼らがサンガのリーダーであるに違いないのは、サンガの行為である「羯磨」を取り仕切るからである。羯磨はもちろん個人的なレベルでいえば「業」であって、業には個人が責任を負わなければならない果報が伴うが、サンガの業である羯磨には法人格を有するものとしての法律的効力が伴うことになり、その責任は全員が賛意を表したという意味ではサンガの全員が負うべきであるが、その具体的責任者は「羯磨者」や「羯磨人」であったことになる。株式会社の運営は株主総会などの民主的手続に基づいてなされるのであるが、その最終的な責任者は代表取締役であるところの社長にあると同様である。

[3] 以上のように「聰明有能なる比丘」や「羯磨者」「羯磨人」はサンガを指導し、サンガの羯磨を執行し、その最終的な責任を負うべきものであったと考えられる。それではこの「聰明有能なる比丘」が紛争の解決や犯罪裁判にどのような役割をはたすべきとされていたかということ【論文 20】によって調べてみよう。

[3-1] 【論文 20】においては、聰明有能なる比丘を「 」で括って記してあった。それを論文の順序にしたがって紹介しよう。ただし羯磨を執行するのはすべてこの者であるから、これは省略する。

まず断事人による滅諍の文脈の中（【4】の [3-2] p.081）で、『パーリ律』によれば、「経を解せず、経分別を解せず、義を弁せず、文句の陰によって義を謝す」ような説法比丘があれば、聰明有能なる比丘は彼を起たしめて、残った者で諍事を滅してもよいとされている⁽¹⁾。これはサンガによって選ばれた複数（第2結集の場合は4人）の断事人の中にこのような比丘が混じっていれば、これを聰明有能なる比丘は排除して残りの断事人によって断じてよいというのであるから、アメリカの大統領が議会で選ばれた委員会の委員を拒否権を発揮して拒否してよいというような意味を持つものと考えられる。

また草覆地ヴィナヤのところでは（【6】の [2-1] p.113）、「もし我らが、相互に断罪しあえばこの争いは粗暴になり、破僧に至るかも知れない。もしサンガに機が熟せば、サンガはこの諍事を草覆地ヴィナヤによって滅しよう」と提案するのが聰明有能なる比丘とされている。そしてこの場合は相争う双方の聰明有能なる比丘もそれぞれのグループに向かって同様の提案をすることになっている。サンガのなかに2つのグループができて相争う状況となっているのであるから、このサンガは一人の聰明有能なる比丘のリーダーシップの下に運営されるという基本が崩れてしまっているのであるが、相争う双方にもリーダーがあったということになる。

[3-2] そして本稿の多人語ヴィナヤによる滅諍法である。今まで考察してきたように、多人語ヴィナヤは地ならし、裏取引、談合などのありとあらゆる手練手管による事前工作によって如法説者が多数になるように準備されなければならないが、また行籌に際しても説得、強制などがなされ、それでも如法説者が多数を占められないときは、小屋に火をつけてでもご

破算にしなければならないというものであった。もちろんこの行籌は行籌人が行ったのであるが、単なる役職者としての行籌人がそれほどの権力を有するはずはないから、その全体の意思を決定していたのはこれを選任したサンガのリーダーであったであろう。もしそうだとすれば「如法説者」というのは、このリーダーの立つ立場のことであって、「非法説者」というのはこのリーダーの立場に反対する者のことであるということになる。

[3-3] そしてすべての滅諍法の基礎作業たる「現前ヴィナヤ」におけるサンガのリーダーの役割である。近代の民主的国家では立法と行政と司法の三権が分立しているべきであるとされる。民主主義を象徴するのは立法府の議員を選出することであるが、しかし釈尊のサンガの中では立法権は釈尊 1 人にあり、比丘や比丘尼にはその権利は認められていなかったから、仏教教団は民主主義社会ではないのである。

しかし「仏弟子たちのサンガ」には、それぞれのサンガの固定資産を取得したり、サンガの構成員を採用したり罷免したりする権利などが与えられていたし、あるいは裁判を行う権利を付与されていたから、「仏弟子たちのサンガ」は地方の行政府と司法府に相当するといえるであろう。しかし「仏弟子たちのサンガ」にはその首長や警察署長や検事長や裁判長の役職もその選任規定も定められていないから、それはサンガのリーダーが一手に握っていたことになる。要するに行政と司法は分離していなかったわけである。

もしそのような中で紛争が起こったとするなら、その当事者がまずその責任を問われるべきであるのはもちろんであるが、会社の不祥事は社長の責任であるということを考えれば、最終的な責任はサンガのリーダーが負うべきものであった。そして不幸に紛争が起こったとするならば、その紛争を鎮めるべき責任者もサンガのリーダーであったということになる。

サンガのリーダーはサンガを指導し、サンガを運営する最大の権力者であったが、半面では最大の責任者であったということができる。

[4] 滅諍法の根底には、法に従い、律に従い、師の教えに従って解決すべきであるという大前提があった。しかし諍論諍事はむしろこの「法」「律」「師の教え」自体が論争の主題となるものである。要するに論争に決着をつけるべき、「法」や「律」や「師の教え」が不分明であるからこそ論争になるのである。

しかるに今までの多人語ヴィナヤによる論争の解決法を見てみると、何が法で何が律であり、何が師の教えであるかが問題になっているにもかかわらず、如法説の側が多数を占めるようにさまざまな工作がなされるべきであるとされているのであるから、はじめから如法説がどちらで非法説がどちらであるかということが決まっていることになる。言い方を変えれば、諍論諍事はどちらが法であってどちらが非法であるとの争いではなく、如法説者と非法説者の争いだとすることができる。例えば二股道を行くときに、右に行くべきか、左に行くべきかで議論になったと仮定すれば、右に行くことが正しくて、左に行くことは間違っているという前提で議論するという奇妙なことになるのである。

それではなぜ右に行くことが正しくて、左に行くことが誤っているのかということになるが、それは今までの記述から自ずから明かであろう。すなわちサンガのリーダーが右に行こうというときには、右に行くことが如法なのであり、もしサンガのリーダーが左に行こうというなら左に行くことが如法なのである。このようなことを考えると、諍論諍事で争われ

る対象となる「法」や「律」と、紛争を解決するときの基準となる「法」と「律」とでは、内包する意味が異なるのではないかという疑問が生じる。すなわち議論の主題となっている「法」と、この議論を裁定する基準となる「法」は、内容が異なるのではないかということである。

それを象徴的に物語るのが『四分律』の覆蔵行籌を考えたときに紹介した次のような文章である。すなわちそれは「この諍事は如法比丘の方が多いけれども、和尚や阿闍梨は非法に住している、顕露行籌を行ったら、比丘らは彼らにしたがって籌を取るであろう、衆中の上座・標首・智人は法を持し律を持し摩夷を持すけれども非法に住している、顕露行籌を行ったら、比丘らは彼らにしたがって籌を取るであろうと考えたときにこの方法を採用するとされる」とされているのであって、下線を施したように「法を持し、律を持し、摩夷を持し」ではいても、この場合は「非法」に住しているとされるのである。また律蔵が、法と律と師の教えをよりどころとすべきサンガの紛争解決方法において、まさしく不正行為と呼ばなければならないようなあくどいやり方をやれと指示していることにもその矛盾があらわに現れている。

このように紛争解決における法と非法の基準は、いつにサンガのリーダーの立場にかかっているわけであり、それは仏教の教える法と非法と乖離している場合もありうるように見えるのであるが、いったいそれではなぜこのようなことが許されるのであろうか。次にこれを考えてみたい。